

# 放射性物質で汚染されたものの受け入れ基準なし

# 最低限必要な基準を設けるべきだ

梶田進議員は、9月6日、日本共産党議員のガレキ処理、障害者問題などについて、次団を代表して一般質問を行い、東日本大震災のように町当局の見解をたどりました。

## ガレキ処理の要請は

梶田進議員質問 3月11日、午後2時46分に発生した東日本大震災は、死者、行方不明者2万名を超す、未曾有の大災害となりました。

同時に発生した東京電力福島第一発電所事故により放出された放射性汚染は、事故発生後6ヶ月を経た現在においても、収束のめどがたらず、国民の不安は広がるばかりです。

放射性汚染された、ガレキの処理などの要請はどのようになっていますか。

## 1千トンの受入を回答

答弁 放射性汚染したガレキの処理要請ではなく、「災害廃棄物処理」の受け入れ要請があり、常武クリーンセンターで受け入れ可能量を1000トンと回答しました。

梶田進議員質問 焼却灰・飛灰中の放射性セシウム濃度が8000ベクレル/kg以下の場合、管理型処分場への埋立て可能という判断を環境省は行なっています。この基準について、どのように考えていますか。

答弁 環境省より示された8000ベクレル/kg以下という基準は、埋立て処分が可能ということが示されたものです。ガイドラインが示されたことは、復旧、対策に向け、一歩前進したと思います。

## 梶田進議員質問

8000ベクレル/kg以下の問題は、発電所内で保管する基準と、発電所外で処理する場合の基準の数値がそれぞれ存在するダブルスタンダードが問題です。

発電所内の保管基準が100ベクレル/kg以上、焼却灰・

飛灰埋立て基準が8000ベクレル/kg以下となっており、焼却灰・飛灰の焼却前の汚染濃度を試算すると、約240ベクレル/kgです。

この数値の是非を、国、県に質していく必要があります。安全であることを実証したうえで、受け入れないと、後々、大きな問題となる可能性があります。

答弁 今後の知見、検証を見て、慎重に対応していきたく、国の動向に対して研究していきたく。

梶田進議員質問 愛知県内で、大震災ガレキの焼却処分が行なわれた場合に生じる、焼却灰・飛灰が衣浦港3号地廃棄物最終処分場に、一般廃棄物として埋立て処分されることになりましたが、持ち込み時の基準はどのようになっていますか。

答弁 愛知県やアセックでは、放射性物質に汚染されたおそれのあるガレキ処理基準は持ち合わせていません。慎重に対応するよう、愛知県とアセックに要請していきます。

梶田進議員質問 衣浦港3

号地廃棄物最終処分場で、一般廃棄物を受け入れる場合、現在の受け入れ基準では放射性物質を受け入れる基準が何もありません。最低限の受け入れ基準を持つべきでありません。

## 「改正」障害者自立支援法

# 武豊町の具体的対応は

## 応益負担から応能負担に

として対応していきます。

## 移動支援サービスが新設

梶田進議員質問 障害者の利用料が、原則1割から応能負担に一部改正されました。障がい者本人・家族にとつてどのような影響がありますか。

答弁 利用者負担の上限が設定されたので、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については、負担上限がゼロとなっています。今回の改正は、現行の運用を法律上明確化したもので、サービス利用者には大きな影響はないと思われます。

## 発達障害が法制化

梶田進議員質問 発達障害が新たに対象となりましたが、本町の対象者は何人となりますか。

答弁 「あおぞら園」の12名が対象で、従来と変わりありません。

小中学校の児童・生徒などは、従前どおり支援法対象者

どのように対応しますか。  
答弁 基本的には、住民の安心、安全を守ることが大前提であることを、基本として対応します。

梶田進議員質問 グループホーム、ケアホーム入所者支援（費用助成）、重度視覚障害者の移動サービスが新設されます。本町の対応は？

答弁 今年10月1日から、グループホーム、ケアホーム利用者の家賃について、月額1万円を上限として助成するとともに、重度の視覚障害者を対象とした移動支援サービスとして、新しく「同行援護」が実施されます。

本町においても、国の指針に基づいて、実施していきます。

梶田進議員質問 新たに追加された項目について、武豊町障害福祉計画との整合性をどうとりますか。

答弁 「同行援護」など新たな事業については、今後、利用者数、事業者の体制等を確認し、策定を進めている「第3期計画」に盛り込む予定です。



代表質問を行う梶田進議員（9月6日）